2016.3.18

地裁が避難区域検証

浪江、双葉、富岡 被害の実態把握

判決への反映注目

生業訴訟

原発賠償

東京電力福島第一原発事故の被災者でつくる「生業（なりわい）を返せ、地域を返せ！福島原発訴訟原告団」が国と東電に慰謝料などを求めた訴訟で、福島地裁は十七日、被害実態を確認するため浪江、双葉、富岡三町で原告の自宅などを検証（現地調査）した。原発事故に関する訴訟で検証を行うのは初めて。得られた資料は裁判の証拠となり、判決にいかに反映されるか注目される。（29面に関連記事）

検証は民事訴訟法に基づく証拠調べの手続きの一つで、裁判官が法廷を出て直接現状を調査する。これまで大規模な公害訴訟などで実施されてきた。

前例のない原発事故の被害は広範囲にわたる。避難生活が長期化する中、仕事を失ったり、体調を崩したりするなど住民にさまざまな影響が出ている。こうした点を踏まえ、原告弁護団は原発事故の多様な被害実態を把握するには検証が必要だと、福島地裁に申し立てていた。

原告団は県内外の約三千九百人に上り、国内の原発事故関連訴訟で最も多いという。福島地裁は原告の訴える被害の内容が異なるため、代表的な事例を抽出し、現地に出向いて聞き取り調査する必要があると判断した。

十七日の検証は浪江町立野の畜産農家佐藤貞利さん（六七）の自宅と畜舎（居住制限区域）、双葉町長塚の元会社経営福田祐司さん（六七）の自宅（帰還困難区域）、富岡町夜の森の女性宅（居住制限区域）が対象となった。いずれの現場でも本人が金沢秀樹裁判長と西村康夫、田屋茂樹両裁判官に被害の内容や避難後の生活などを説明した。原告、被告双方の弁護団が同行した。

福島地裁が避難区域内で検証を行ったことに、県内の法曹関係者からは「原発事故の被害を捉えるために、地裁は踏み込んだ判断をした」とする評価する意見が出る一方、「検証したからといって原告側に良い判決が出るとは限らない」と冷静に受け止める声も聞かれた。

原告弁護団は原発事故関連の他の訴訟でも検証が採用されるよう期待した。

今後、福島の仮設でも検証

福島地裁は今後、避難生活の実態を把握するため福島市の仮設住宅などでも検証を行う方針だ。

民報　社会　（第三種郵便物認可）

「心こもった判決を」

古里追われた悲しさ、つらさ

避難者 切々訴え

生業訴訟検証

富岡町での検証を終え、居住制限区域にある夜の森地区の桜並木を歩く福島地裁の裁判官や原告、被告双方の弁護団ら

「生業を返せ、地域を返せ！福島原発訴訟原告団」が国と東電に原状回復と慰謝料を求めた訴訟に伴い福島地裁が十七日に実施した検証で、金沢秀樹裁判長ら裁判官は過去に例を見ない原発事故の被害実態の把握に努めた。原告は住み慣れた古里を追われた悲しさや仕事を失ったつらさなどを切々と訴えた。

原発賠償

十七日午前十時四十五分、浪江町立野の畜産農家佐藤貞利さん（六七）の自宅と畜舎で最初の検証が始まった。自宅、畜舎ともに居住制限区域にある。

佐藤さんは飼っていた牛約百五十頭を原発事故で置いたまま避難した。ほとんどの牛は飢え死にし、生き残った牛も多くは殺処分となった。原発事故から五年で自宅は荒れ放題となり、四十年近く営んできた畜産はできなくなった。金沢裁判長は牛の飼育状況などを質問したという。

検証を終えた佐藤さんは「牛の無念を晴らすため、心のこもった判決を期待している」と語った。

次の検証先となった双葉町長塚の元会社経営福田祐司さん（六七）方は帰還困難区域にある。近くに住んでいた同級生はばらばらに避難している。なじみの商店街には人がいない。福田さんは「町全体の雰囲気を裁判官に感じてほしかった。気持ちは裁判官に伝わった」と振り返った。

富岡町夜の森の居住制限区域内にある女性方では、女性が生きがいとしていた仕事を失ったという。金沢裁判長らは女性方の検証を終えた後、夜の森地区の桜並木の下を通って引き揚げた。

弁護団「実現大きな成果」

原告は東京電力福島第一原発事故で仕事や故郷、住民同士のつながり、生きがいなど「暮らしのすべてを失った」と訴えており、被害の概要を示す文書や写真などの資料を証拠として福島地裁に提出した。

福島地裁が避難区域に出向いて検証したのは、世界最悪レベルとされる事故の被害実態をつぶさに把握するには実際に目で確かめる必要があると判断したためとみられる。原告弁護団の烏賊木敏太郎弁護士（四〇）は「原告が長年住んだ建物、周辺の自然環境、街並みなどを五感で感じてほしいと裁判官に訴えてきた。実現は大きな成果」と受け止める。

震災（原発事故）関連訴訟の代理人を務める福島市の新開文雄弁護士（六四）は「避難の苦しみや実際の被災状況は紙の上よりも現場に出た方が分かる」と評価した。一方で視察場所が限られている点について、「原告約三千九百人の個別事情がどれだけ判決に反映するかは不透明」との見方を示した。

福島大行政政策学類の富田哲教授（六二）＝民法＝は「原告にとっては大きな一歩だが、今後の審理を注視したい」と述べた。

「真摯に対応」

東電

東電広報部は「訴訟において原告の請求内容や主張を詳しくうかがった上で真摯（しんし）に対応したい」とコメントした。

避難区域3町で検証

福島地裁裁判長ら

「生業を返せ」訴訟　自宅や牛舎

帰還困難区域内の原告の自宅を見る福島地裁の裁判官ら＝17日午後、双葉町（代表撮影）

東京電力福島第1原発事故による県内外の被災者約4千人が、国と東電に原状回復や慰謝料を求めた「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟で、福島地裁の金沢秀樹裁判長らは17日、全域が避難区域となっている浪江、双葉、富岡の3町を訪れ、被害の現状を検証した。原告側弁護団によると、全国の20を超える地裁で起こされている原発事故をめぐる訴訟で現地で検証が行われるのは初めて。

線量計の警戒音鳴る

検証は審理の一環として行われ、金沢裁判長と裁判官2人を含む計約80人が参加した。この日の検証の結果は証拠として扱われ、判決に向けた判断材料となる。原告側が「現場に行き、被害を五官で感じることが必要」として地裁に検証の実施を求めていた。

金沢裁判長らは川俣町山木屋地区を経由して浪江町に入った。

全身を覆う防護服に着替えた後、居住制限区域の同町立野にある、畜産業の原告の自宅を訪れ、動物の侵入や雨風によって荒れ果てた住宅や、震災当時150頭の牛がいたという牛舎を見て回った。

原告「気持ち伝えられた」

被告「精査し真摯に対応」

検証後、福田さんは「裁判官に気持ちを伝えられたと思う。自分の家だけでなく、みんな同じような状態。裁判官には、どうしてこうなったのかを考えてもらいたい」と話した。

被告側の国、東電のうち、東電側は「弁論で原告の訴えを精査した上で真摯に対応したい」とコメントした。

双葉町では、JR双葉駅から荒廃した店が並ぶ商店街を歩き、帰還困難区域の原告宅を訪れた。第1原発から北西約4キロの位置にあり、自営業を営んでいた双葉町長塚の福田祐司さん(67)の自宅前に近づくと、裁判官らが持っていた線量計の警戒音が一斉に鳴り始めた。その中で福田さんは、自慢だった庭園や、動物に荒らされた住宅の様子を説明した。裁判官らは放射線量が高く、原則立ち入り禁止となっている住宅内部の被害状況などを確認した。

富岡町では道路1本を境に、帰還困難区域と日中の立ち入りができる居住制限区域に分けられた現状を見た。

検証には国、東電側の代理人らも同行した。

原告側は福島市の仮設住宅など中通りでの検証も求めており、次回5月17日の口頭弁論で実施が正式決定する見通し。

たまのや
こころ煎茶
0120-45
3311

東京新聞　2016.3.18

福島避難区域を地裁検証

浪江町 双葉町 富岡町

関連訴訟で初めて

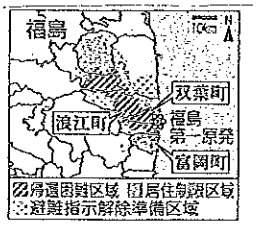

福島第一原発事故で住民らが原状回復などを求めた訴訟で、避難区域内の検証に向かう福島地裁の裁判官ら＝17日午後、福島県双葉町で

東京電力福島第一原発事故で福島県内外の住民らが国と東電に原状回復などを求めた訴訟で、福島地裁の金沢秀樹裁判長らが十七日、全域が避難区域の福島県浪江、双葉、富岡の三町で被害の現状を検証した。

原告側弁護団によると、原発事故に関連する訴訟で裁判所による避難区域内の検証は初めて。審理の一環で、地裁が原告側の求めに応じた。

この日、防護服に身を包んだ金沢裁判長らは、避難指示解除のめどが立っていない浪江町で原告の自宅や牛舎を見て回った。双葉町ではJR双葉駅前から、静まりかえった商店や屋根が大きく崩れた住宅の並ぶ道路を歩き、住宅の被害状況を確認した。同町に住んでいた原告の男性(六)は「被害が続いている現状を伝えられたと思う」と話した。

国や東電側も立ち会った。地裁は検証結果を証拠として扱い、今後の審理に役立てる。

訴訟は、事故でふるさとを失ったなどとして損害賠償のほか、放射線量を事故前の状況に戻すよう求めている。